

厚生委員会 平成 29 年 7 月 19 日（水）13：30～

<議題>

①子育て支援に関する調査について（継続調査）

陳情第 20 号子ども医療費助成制度の拡充について（継続審査）

②環境保全及び清掃に関する調査について（継続調査）

③高齢者・障害者福祉及び介護保険制度に関する調査について（継続調査）

④疾病の予防と対策に関する調査について（継続調査）

<会派委員としての質疑要旨>

子育て支援に関する調査について

～陳情第 20 号 子どもの医療費助成制度の拡充について～

陳情の主旨）帯広市の子ども医療費助成制度について、所得制限をなくし、対象年齢を中学校卒業まで拡充するよう求めるものです。

3 月 28 日の本会議において厚生委員会に付託され、2 回目の審査となりました。

～支援の必要な子どもの保育の現状と課題について～

発達に支援を要する児童に対しては、まずは乳幼児健診において保健師が問診や観察によって早期発見に努めているところだが、育児不安も含めて健診事後管理をしている数は1歳6か月児健診で平成25年度53.5%、平成26年度59%、平成27年度55%、平成28年度52.3%であり、3歳児健診では平成25年度45.8%、平成26年度45.3%、平成27年度46.9%、平成28年度47.6%とここ4年間は一定の割合で推移している。さらに親子教室やこども発達相談室で支援の必要性を判断し、早期支援につながるように努めています。

市内の全ての認可保育所において特別支援保育を実施しており、該当する子どもの数も増えています。

平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
175名	180名	198名	180名	203名

市内で障害や発達に支援を要する児童の療育を毎日実施している施設は、社会福祉法人の児童発達支援センター「帯広あおぞら」1事業所。市内在住の児童は38名が通所している。希望する保育環境や療育を受けられることは大切な事。保護者の選択権は守られなくてはな

らないし、暮らしやライフスタイル、就労も守られることが求められている。申し込みに対して実際の入所状況は？生み育て働く希望が叶えられているかを質しました。定員などで希望が叶わない場合は、他の事業所を紹介などとしていて、事業所も増加しています。

障害児通所支援

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
受給者数	534名	595名	604名	699名
事業所数	9か所	9か所	12か所	18か所

事業所が増えることは選択肢も広がることから望ましい事ではありますが、それ以上に求められるのは質。職員配置や面積、サービス内容等、チェック機能は制度上市にもあることから、考え方と実施の状況についても質し、市は帯広市地域自立支援協議会こども地域生活支援会議において、関係機関で学習会や交流を実施し、児童発達支援事業所のグループ会議で事例検討などに取り組み、質の向上に努めていると答弁しました。

高齢者・障がい者・介護保険に関する調査について

～高齢者お出かけバスサポート事業について～

今年度でスタートから5年目を迎えた本事業は、帯広市独自の事業として他自治体の住民からも印象強い取り組みです。

通院・買い物・ボランティア、等、生きがいと健康寿命延伸・介護予防、運転免許証返納の促進と高齢者の交通事故予防に、そしてまちなか賑わい創出にも効果があったと評価もされているこの事業。市民サービスは等しく提供されるものであると考えます。パスの申請と発行の状況について質しました。

スタート当初は数か所でされていたが、現在申請と発行手続きは市役所 2 階の高齢者福祉課の 1 か所となっていますが、70 歳になった市民の他、転入者に対する対応の遅さ（約 1 か月）が課題であります。

転居してからの 1 か月は、その町に慣れていくのに重要な期間。70 歳以上の方が対象の、しかも移動の手段として、生活の足としてのパスを持ち利用する権利を有しながら使用できない現状は如何なものか？臨時措置的な仮カードをお渡しする等、直ちに改善すべきと考え、改善を強く求めました。

～災害発生時の支援が必要な高齢者・障がい者の状況について～

昨年の台風被害時に地域住民が避難する場面があり、実に 35 年ぶりの避難所開設にあたりその周知、設営、運営に対して様々な議論と検証、改善があり、いま進められている状況にある。防災、避難所運営、災害時要援護者登録などの計画・対策については総務部総務課の

所管ではあるが、日常生活においては保健福祉部局がその暮らしに深く関わっているのが現状。

質) まずは昨年災害発生時の保健福祉部の動きと状況は？

答) ・50cm以上の浸水が想定される59の介護施設や障害福祉施設に対して、大雨や避難情報に対して注意を払うよう、また、避難所開設等の情報提供を行った。

- ・実際に避難した事業所は、避難所へ避難した介護サービスのグループホームが3施設、障害福祉サービスのグループホームなどで4施設あったことを把握している。
- ・「ひとり暮らし高齢者」と「ねたきり認知症高齢者」については、翌日以降、乳酸菌飲料などの配達時に安否確認を行ったほか、市職員と地域包括支援センターが自宅や家族への電話及び自宅訪問により、安否確認を行った。
- ・障害のある方々の安否確認については、独居重度身体障害者や老障介護をされている世帯などについて、電話や自宅訪問などにより安否確認を行った。このほか、避難所の運営、物資調達及び配布も行っている。

質) 把握された様々な状況から浮き彫りになり認識した現状と課題、対策は？

答) <<高齢者の安否確認>>

最初の2日間で約97%の安否確認を終えたが、なかなか連絡がつかない人がいた。ことが課題であり、今回のような局地的な災害時の対応について、確認用リストの作成手順や、効率的な安否確認の方法を検討する必要があると考えている。

<<避難所へ避難したグループホーム>>

避難を開始するタイミングにばらつきが見られた。入居者が避難をするにあたっては一般の方より時間がかかるが、入居者一人ひとりの心身の状態により、避難に係る時間もまちまちであることから、避難に係る時間を総合的に勘案しての避難開始のタイミングの見極めが困難であり、介護サービス事業所における避難計画の策定について課題となったもの。

<<特別養護老人ホーム>>

停電のためエレベーターが使用不能となったことから、自家発電設備の設置の必要性について課題となっている。

<<この他、障害福祉施設のグループホームなど>>

一部の施設で世話人が退勤しており、施設を運営する法人に連絡するなどして対応したが、事前に、夜間における連絡先を確認しておく必要があると考えている。

質) 総務課防災担当によると、いわゆる災害時要援護者登録の優先把握対象者は一人暮らし高齢者・身体障害1-2級・要介護3以上、療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・指定難病などの特定医療費受給者証交付されている方等々とされている。登録は手上げによるもので、自らの申請によって登録されるが、要援護者の登録は3月末で2,630人。この中で個別計画策定済の割合は11%という状況です。これに対して保健福祉部の係わる中で支援が必要と思われる方々の状況はどのようになっているのか？(総務課では該当者は1

万人と言っている)

答) 保健福祉部においても、重度の身体障害のある人や重度の要介護者など、在宅で避難に支援が必要な方は、災害時要援護者登録をさせていただくよう説明をしてくれているが、登録状況等について、防災部局との連携が図られていなかったことから、現在、登録者の状況について、作業中である。

質) 各部署が情報を共有し、不測の事態発生に備えての改善点や新たな取り組みが必要。
災害弱者と言われる方々の日常の暮らしを支える保健福祉部では、各所管との連携や、在宅の対象者に対する安否確認や情報発信、自らの命を守る方法の啓発が必要では？

答) 高齢者の安否確認については、地域包括支援センターと連携するなど、速やかに行動ができるように今年度中にマニュアルの整備を行う予定。

障害者の安否確認については、対象者リストの作成から数年が経過していることから、更新が必要と認識している。また、聴覚障害者に対する情報提供手法についても課題が残るところ。

重たい障害や介護度の方やご家族は避難所に向かうことも困難です。

医療的ケアを必要とする在宅の方の全体について市は把握していないが、医療的ケアを必要とする在宅重症心身障害児・者は 24 名、要介護 3 以上で「ねたきり認知症高齢者」に登録されている方は 134 人。

訪問診療や訪問看護を利用し、多職種連携によって在宅での生活も増えてきている。

仮にライフラインが失われた時は命に係わる事態が発生することになるし、電動車いすを利用している方等にとって電源の確保は死活問題。バッテリーに関しては給付されているが、停電時における充電手段は、在宅で人工呼吸器などを使用している難病患者などの方々にとっては命に係わる重要な課題です。発電機に対する補助制度をもつ自治体もあるが、そのような取り組みへの考えと実施を求めました。

もちろん全てを完璧に想定することは難しく、その場その場での支えあい、助け合いが必要。認知症や内部障害、難病など、外見からは見えにくい障害や疾患のある方への支援は、必要な時にその手が差し出されることが求められる。度々求めてきたヘルプカードの取り組みは、災害時にも安全に避難し、避難先でも必要な支援を伝えるツールになることが訴えられている。何度も質問している調査研究検討の状況について質し、早期の実施を強く求めました。

健康推進に関する調査について

～がん検診について～

女性特有のがん検診が可能な市内の医療機関は、乳がん 4 カ所、子宮がん 6 カ所。

平成 28 年度の乳がん検診では集団が 47.5%、施設が 52.5%、子宮がん検診では、集団が 22.4%、施設が 77.6%となっています。

質) 女性特有がんの託児付き検診の状況と課題は？

答) スタートから5年経過した託児付き検診は、子宮がんと乳がん、大腸がんをセットで受けられる集団検診の日に年に5日間設定し、子育て中でも安心して検診を受けられる機会をつくってきた。託児付き検診を受けた方へのアンケートでは、安心して検診を受けることができた、初めて受ける機会となった、預けられる人がいなかったのも助かったなどの声があり、一方でクーポンと一緒に託児の案内があるとよかった等の意見もあり、実施に向け検討している。

概ね好評との市の認識ですが、しかしその一方で、託児付き検診が意外に知られていないことに驚かされる時があります。

質) 周知方法はどのようにしているか？育児中の母親が自分の検診受診のために時間を割くことは難しく、子どもの急な発熱などで予約をキャンセルする状況もある。キャンセルした方に代替日は提供できているか？特に乳がん検診は年齢制限等もあるが、託児付きで年齢に達しない検診を受診することは可能なのでしょうか？

答) 急なキャンセル時には、連絡があった時に、代替日の案内を行っている。

質) 女性特有がんの罹患率が全国平均より高い帯広市では、今後更に枠の拡大やイベント会場に検診車を並べて予約なしで受診できる検診や、乳幼児健診時に実施するなど枠の拡大も検討実施が必要では？

答) 昨年度は医療機関などと連携し、土日に行うがん検診イベント(マンモグラフィーサンデー)の周知を行い延べ70人が受診しており、これからは多様な主体と連携した取組が重要と考えている。集団検診については委託先の北海道対がん協会と協議しながら、大型スーパー等市民の利便性を考えた実施場所の検討をしていく考え。乳幼児健診時には、帰りに健康推進課で託児つき検診や各種検診の申込みがその場でできることを積極的に周知していく。

他に高濃度乳腺の場合はマンモグラフィーと超音波検査の併用、20歳から39歳までの若年層への超音波検査での乳がん検診導入の必要性について質し、その対応と実施、北海道や国への要望提出を強く求めました。

～市営墓地の運営状況について～

中島霊園貸し付けと今後の整備の考え方

帯広市中島霊園整備基本計画は平成12年度から54年度まで、42年を4期に分けて計画されたものです。つつじが丘霊園の開発と貸出状況をお手本に年代別人口推計から高齢社会、多死社会を見据えたものでした。しかしながら当初の姿と現在の姿、すなわちお墓に対する考え方、価値観が大きく変化している。いま、超高齢社会をむかえ、多死社会に突入している実感があるが、想定していたようにお墓を持たない核家族・分家の世帯が家族の死を初めて迎え、葬儀、埋葬を執り行う数と新たにお墓を入手する数とが比例しない状況があるので

はないでしょうか。

質) 市の墓地に対する認識と現状は？

答) 少子化や核家族化の進展や経済環境への不安など様々な社会環境が変化するなかで、墓地や埋葬に対する意識や価値観が多様化しており、墓地を取り巻く環境も変わりつつある。新たな形態の墓地を求める市民ニーズを受けて平成 27 年に合同納骨塚を整備した。近年は、墓地需要が小規模区画にシフトしているが、今後も墓地の需要自体は継続的にあるものと認識している。第 6 期帯広市総合計画の成果指標の中島霊園の貸出区画数実績は、1828 区画を貸し出し 84%の達成率である。第一期部分の造成計画では、平成 32 年に造成が完了する予定であったが、現在の貸付状況から造成時期を遅らせることも含めて判断しなければならない。貸付完了の時期は未定。合同納骨塚は、市民と本市に住所を有していた方の納骨する場合には市民以外の方も使用することができる。供用開始から 29 年 6 月までに、市民が 332 件、市民以外が 50 件で合計 382 件の利用がある。

今後の市営墓地の管理と運営の課題について

平成 28 年度の承継手続きの件数は、中島霊園 18 件、つつじが丘霊園 119 件、緑ヶ丘墓地 35 件、帯広墓地 4 件、西帯広墓地 2 件、農村墓地 12 箇所 10 件、合計 188 件。

質) 無縁墓と思われる墓所の取り扱いの考え、墓地条例で「使用者の所在が不明になって 10 年を経過」した場合には「使用許可を取消し、又は返還を命じることができる。」と規定しているが実際の取り扱いは？

答) 墓地の返還については平成 5 年から 7 年に柏通りの道路整備に伴う帯広墓地の再整備により 47 件の返還を行っているが、「無縁墓」を理由とした行政手続きはこれまで行っていない。行政手続きを行う場合には十分な検討が必要だと考えている。承継手続きがされていない墓所の把握は行っていない。

市営墓地は貸付のとき以降は自主的な継承手続きか墓終いの手続きがない限り、利用者の状況や変化、所在地なども確認のしようがない状況で、適正管理ができるのか疑問です。使用者の現況調査が定期的に来ることで適正な管理が出来るのではないのでしょうか。現状把握無くして対策も適正な管理もできるとは思えない。これは中島霊園だけの問題ではなく、市が管理する墓地すべてに該当することと考えます。

質) 現在は台帳による管理と伺っているが、管理システム、ルールと仕組みを考え直す必要があるのでは？墓地の考え方、計画についても、これまでの考え方は改めなくてはならない時期では？

答) 墓地については、その公共性や公益性にかんがみ、住民に対する基礎的なサービスとして需要に応じて計画的に供給することが望ましいと考えられる。また、行政が管理することで将来にわたって安定的な運営を行うことができ、住民がより安心して利用できると認識している。市内 17 箇所、12000 件を超える利用者の状況を適正に管理するためには、現在、紙ベースで管理している墓地管理台帳の管理方法の見直しも必要である。利用状況

を的確に把握できる仕組みを検討したい。中島霊園は事業に着手して 15 年が経過した。この間に社会状況の変化もあり、墓地を取り巻く環境の変化が顕著に現れている。当面は、様々な情報の収集と市民要望の把握に努め、ニーズに対応した墓地造成をすすめる。また、貸付後の利用者の状況把握に努め、適切な維持管理を行う。